

## 左京区大学と地域の相互交流促進事業 助成金交付及び支援要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大学と地域の相互交流の促進を図るため、左京区内の大学並びにその研究室及び学生団体等（以下「大学等」という。）と区民との協働による事業又は大学等と区民とが交流を図ることのできる事業への助成金交付及び支援に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例及び京都市補助金等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (助成金交付及び支援の対象となる大学等及び団体)

第2条 助成金交付及び支援の対象となる大学等及び団体は、次に掲げるとおりとする。

(1) 対象となる大学等 京都大学、京都工芸繊維大学、京都精華大学、京都造形芸術大学、京都ノートルダム女子大学及び京都府立大学（以下「区内大学」という。）並びに区内大学の研究室及びゼミ並びに区内大学に通う学生を中心に構成されるクラブ、サークル及び団体

(2) 対象となる団体 区民を中心に構成される団体

### (助成金交付及び支援の対象となる事業)

第3条 助成金交付及び支援の対象となる事業は、前条の対象となる大学等及び団体が主催するまちづくり活動、イベント、ワークショップ、市民講座等とし、大学等と区民との協働によるもの又は大学等と区民とが交流を図ることのできるものとする。

2 助成金交付及び支援の対象となる事業は、各年度の支援対象決定から翌年3月までの期間に、左京区内で行われるものとする。ただし、次に該当するものを除く。

ア 他の制度の助成を受けているもの（大学研究費は除く。）

イ 政治、宗教又は営利を目的とするもの

ウ その他左京区長（以下「区長」という。）が支援することが適当でないと思えたもの

### (助成金交付の内容)

第4条 助成金の額は、予算の範囲内において区長が認める額とし、1件の限度額を10万円とする。ただし、次に掲げる費用を除く。

(1) 大学等及び団体の維持に係る費用

(2) 人件費（講演等の講師に係る謝礼を除く。）

(3) 備品費、食糧費

### (支援の内容)

第5条 支援の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 会場提供 左京区役所会議室

(2) 広報 市民しんぶん左京区版及び左京区役所ホームページへの掲載

(3) 後援 京都市後援名義の使用

### (助成金交付及び支援の申請)

第6条 助成金交付及び支援を希望する大学等及び団体は、区長が指定する期日までに、左京区大学と地域の相互交流促進事業助成金交付及び支援申請書(第1号様式)に次に掲げる必要書類を添えて、区長へ提出しなければならない。

- (1) 構成員等の名簿
- (2) 活動内容の分かるもの
- (3) 収支予算書(第2号様式)
- (4) その他区長が必要と認めるもの

(助成金交付及び支援の対象の選考)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、選考会議を開催し、選考することを求めるものとする。

- 2 選考会議は、申請があったものの選考を行い、評価及びその理由を取りまとめ、選考結果を区長に提出する。

(助成金交付及び支援の対象の決定)

第8条 区長は、前条の規定による選考結果に基づき、当該内容を審査し、予算の範囲内で助成の可否、交付額及び交付条件、並びに支援の可否及び支援内容を決定するものとする。

- 2 区長は、決定後、左京区大学と地域の相互交流促進事業助成金交付金額決定通知書(第3号様式)又は左京区大学と地域の相互交流促進事業助成金不交付及び不支援決定通知書(第4号様式)により、申請のあった大学等及び団体に対して決定した事項を通知する。

(申請事項の変更等の承認)

第9条 前条の規定により助成金交付及び支援の決定の通知を受けた大学等及び団体(以下「支援大学等」という。)は、申請書又はその添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、速やかにその旨を左京区大学と地域の相互交流促進事業助成金交付及び支援変更申請書(第5号様式)により区長に報告しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、これを審査し、適当であると認めるときは、これを承認し、その旨を左京区大学と地域の相互交流促進事業助成金交付及び支援変更決定通知書(第6号様式)により支援大学等に通知する。

(完了の報告)

第10条 支援大学等は、第6条の規定による決定に係る事業又は取組が完了したときは、速やかに、必要書類を添えて、左京区大学と地域の相互交流促進事業完了報告書(第7号様式)を区長へ提出しなければならない。

- 2 支援大学等は、前項による報告と併せ、左京区役所ホームページ等において、支援大学等の事業や取組に係る情報発信に使用するために必要な文書又は電子データを区長へ提出しなければならない。

(助成金交付額の確定)

第11条 区長は、前条の規定による完了届の提出を受けた場合において、当該届出に係る事業が適切に行われたと認められるときは、助成金交付額を確定し、左京区大学と地域の相互

交流促進事業助成金交付金額決定通知書（第9号様式）により通知し、交付する。

（助成金の概算払）

第12条 前条の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、事業の完了前に、助成額の10分の9以内の額について概算払をすることができる。

（助成金交付及び支援の取消し等）

第13条 区長は、支援大学等が、次のいずれかに該当するときは、助成金交付及び支援の決定を取り消し、若しくは交付額及び支援内容を変更し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 不正の手段により助成金交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 助成金交付の目的以外に助成金を使用したとき。
- (3) 助成金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により、助成金交付及び支援の決定の取消し等の決定を行った場合には、左京区大学と地域の相互交流促進事業助成金支援取消等決定通知書（第10号様式）により、支援大学等に通知する。

（会場提供）

第14条 支援大学等が区役所会議室を事業の会場として使用する場合、区役所の業務等と会議室の使用が重なるときは、区役所の業務等を優先する。

2 区役所会議室を支援大学等の主たる活動拠点として使用することはできない。

3 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、会場の使用を制限し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 他の使用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

（広報）

第15条 区長は、事業について、市民しんぶん左京区版及び左京区役所ホームページへの掲載により広報するものとする。ただし、支援大学等が希望しない場合はこの限りではない。

（後援）

第16条 京都市の後援名義の使用を希望する場合、支援大学等は、後援名義等使用許可の申請をしなければならない。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、左京区大学と地域の相互交流促進事業助成金交付及び支援に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

（施行期日）

こ1の要綱は，平成20年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は，平成21年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は，平成22年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

左京区大学と地域の相互交流促進事業 助成金交付及び支援申請書

あて先) 左京区長	平成 年 月 日
申請団体所在地	申請団体名称及び代表者名
電話 _____ fax _____	(事業担当グループ・担当者名)
e-mail _____	
団体種別： <input type="checkbox"/> 大学（事業が大学の活動に位置づけられ、助成金交付先が大学となる場合） <input type="checkbox"/> 大学研究室・ゼミ <input type="checkbox"/> 大学クラブ・サークル・団体 <input type="checkbox"/> 区民団体	

左京区大学と地域の相互交流促進事業 助成金交付及び支援要綱第6条の規定により、助成金の交付等を申請します。

事業名				
事業の目的及び概要				
実施計画	参加人数（予定） 団体構成員等 _____人 一般 _____人			
	日時及び場所 等			
予 算 (概 算)	収 入 の 部		支 出 の 部	
	項 目	金 額	項 目	金 額
	自己負担 助成金(申請額) その他			
	合 計		合 計	
希望する支援	<input type="checkbox"/> 会場提供 <input type="checkbox"/> 広報 <input type="checkbox"/> 後援			
団 体 (大学サークル 及び区民団体の み記入してくだ さい)	構 成 員： _____人(当該事業に参加する構成員 _____人)			
	内 訳：			
	活動目的等：			
添付書類 (○をつけてく ださい)	活動内容等：			
	・規約 ・会報等（ ） ・収支予算書（第2号様式）		・構成員（役員）等名簿 ・その他活動状況の分かるもの（ ） ・併設事業計画書	

第2号様式（第6条関係）

収 支 予 算 書

収入の部			支出の部		
項 目	金 額	摘 要	項 目	金 額	支 払 先
合 計			合 計		

（支出の部の項目は，謝金，会場借料，委託料など概ねの経費区分ごとに記入してください。）

左京区大学と地域の相互交流促進事業 助成金交付及び支援決定通知書

京都市指令左区総第 号  
平成 年 月 日

様

左 京 区 長  
(担当：総務課)

平成 年 月 日付けで申請のあった左京区大学と地域の相互交流促進事業助成及び支援について、下記のとおり助成金交付及び支援をすることを決定したので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 交付予定金額
- 3 支援の内容
- 4 助成金交付及び支援の条件
  - (1) 助成金交付及び支援申請書又は添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに区長に届け出なければならない。
  - (2) 事業完了後1箇月以内又は支援対象決定の属する年度末のいずれか早い日までに、完了報告書に必要な書類を添えて区長に提出しなければならない。
  - (3) この助成金の交付決定後、次の事項に該当すると認められる場合は、助成金の交付及び支援の決定を取り消し、若しくは交付額及び支援内容を変更し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。
    - ア 不正の手段により助成金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
    - イ 助成金の交付の目的以外に助成金を使用したとき。
    - ウ その他この要綱の規定に違反したとき。

第4号様式（第8条関係）

左京区大学と地域の相互交流促進事業 助成金不交付及び不支援決定通知書

京都市指令左区総第 号  
平成 年 月 日

様

左京区長  
(担当：総務課)

平成 年 月 日付けで申請のあった左京区大学と地域の相互交流促進事業助成及び支援について、支援対象事業とはしないことを決定したので通知します。

(理由)

※この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に、京都市長に対して異議申立てをすることができます。また、この通知を受け取られた日の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

第 5 号様式（第 9 条関係）

左京区大学と地域の相互交流促進事業 助成金交付及び支援変更申請書

あて先) 左京区長	平成 年 月 日
申請団体所在地	申請団体名称及び代表者名
電話 _____ fax _____	(事業担当グループ・担当者名)
e-mail _____	

左京区大学と地域の相互交流促進事業 助成金交付及び支援要綱第 9 条の規定により、変更内容を届け出ます。

事業名	
変更内容	
変更理由	

第6号様式（第9条関係）

左京区大学と地域の相互交流促進事業 助成金交付及び支援変更決定通知書

平成 年 月 日

様

左京区長  
（担当：総務課）

平成 年 月 日付けで申請のあった左京区大学と地域の相互交流促進事業助成金交付及び支援の変更について、下記のとおり変更を認めることを決定したので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 変更の内容

第7号様式（第10条関係）

左京区大学と地域の相互交流促進事業 完了報告書

あて先) 左京区長	平成 年 月 日
申請団体所在地	申請団体名称及び代表者名
電話 _____ fax _____	(事業担当グループ・担当者名)
e-mail _____	

左京区大学と地域の相互交流促進事業 助成金交付及び支援要綱第8条の規定により、事業が完了したことを報告します。

事業名	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業の成果	
総事業費	円
交付予定金額	円
添付書類	(1) 収支決算書（第8号様式） (2) 領収書 (3) 事業の実施状況写真 (4) その他区長が特に必要と認める書類（ ）



第9号様式（第11条関係）

左京区大学と地域の相互交流促進事業 助成金交付金額決定通知書

平成 年 月 日

様

左京区長  
(担当：総務課)

平成 年 月 日付けで交付決定をした左京区大学と地域の相互交流促進事業助成金について、下記のとおり助成金の交付金額を決定したので通知します。

記

1 事業名

2 交付金額

円

第10号様式（第13条関係）

左京区大学と地域の相互交流促進事業 支援取消等決定通知書

京都市指令左区総第 号  
平成 年 月 日

様

左 京 区 長  
(担当：総務課)

平成 年 月 日付けで申請のあった左京区大学と地域の相互交流促進事業助成及び支援について、下記のとおり、支援の取消し等を行うことを決定したので通知します。

記

(決定事項)

(理由)

※この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に、京都市長に対して異議申立てをすることができます。また、この通知を受け取られた日の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。